江戸・大坂における貸本屋組合の成立

松 永 瑠

成

はじめに

同様の組織の存在を示していよう。すなわち、貸本屋の組織の一組ニて、惣名代一人づゝ出席」(注2)とみえるのも、おそらく五月改」として「町ゝ貸本屋世話役名前」「組合惣人数高」「最寄五月改」として「町ゝ貸本屋世話役名前」「組合惣人数高」「最寄五月の時点で、江戸に十二組から構成される貸本屋の組織が存五月の時点で、江戸に十二組から構成される貸本屋の組織が存在していたことを確認できる。天保七年(一八三六)八月十四在していたことを確認できる。天保七年(一八三六)八月十四在していたことを確認できる。天保七年(一八三六)八月十四在していたことを確認できる。天保七年(一八三六)八月十四年におこなわれた曲亭馬等の書画会の表示といいよう。すなわち、貸本屋の組織の存在を示していよう。すなわち、貸本屋の組織の名主であった斎藤市左衛門の手控えとされる『画入読本外題

ふ様な廻状」が本屋だけでなく「貸本屋仲間」へも廻されていた刊行された際には、「来ル幾日売出に付以前御申込被下度とい「貸本屋長門屋で奉公していた村田幸吉は、貸本向けの書籍が

惣名代」が書画会に参加しているのである。

作らせた。その時期は明らかな記録がないが、文化四年頃では 外の者を対象とし、 上げとして、文化五年五月に幕府が貸本屋をはじめとする仲間 るためにも、以下本稿では「貸本屋組合」と称して進める。 と回想している(注3)。この「貸本屋仲間」こそが、 あるまいか」という見方を示している(注5)。 互いに違法のないように監視させ、連帯責任を負わせようとし た可能性を指摘するとともに、「組合を作らせて、 よって公認された仲間ではない。よって行論上の混乱を回避す 存在した。しかしながら、これら江戸・大坂の組織は、 本屋の組織、 たものにちがいない」と述べている⑷40。また弥吉光長氏は 町奉行も板木屋に仲間を作らせたように、貸本屋にも仲間 今田洋三氏は、寛政以降おこなわれた出版取締り体制の総仕 後述するように、江戸のみならず大坂にも「貸本屋仲間」は あるいはその後身にあたるものだと考えられる。 強制的に組織させたのが貸本屋組合であ 仲間内でお 前述した貸

一方で長友千代治氏は、『名目集』の記述を踏まえて「江戸一方で長友千代治氏は、『名目集』の記述を踏まえて「江戸一方で長友千代治氏は、『名目集』の記述を踏まえて「江戸一方で長友千代治氏は、『名目集』の記述を踏まえて「江戸一方で長友千代治氏は、『名目集』の記述を踏まえて「江戸一方で長友千代治氏は、『名目集』の記述を踏まえて「江戸一方で長友千代治氏は、『名目集』の記述を踏まえて「江戸一方で長友千代治氏は、『名目集』の記述を踏まえて「江戸

す。

ていた。 そこで本稿では、従来詳しく検証されてこなかった江戸・大 をでは、では、近岸本屋組合については、組合成立と をでいた世利本屋と上方の本屋との直接取引をめぐる問題から らその成立を文化五年五月とした上で、長らく書籍業界を悩ま らその成立を文化五年五月とした上で、長らく書籍業界を悩ま の記述か をこで本稿では、従来詳しく検証されてこなかった江戸・大

一、江戸の書籍業界と世利本屋

考えられる。 本屋仲間外の者、とりわけ後述する世利本屋が関係していると本屋仲間外の者、とりわけ後述する世利本屋が関係しているといるという。

享保十五年(一七三〇)に江戸書物問屋行事は、大坂から江

とは江戸書物問屋仲間を構成する通町組・中通組・南組を指べく、大坂本屋仲間へ書状を送っている(注?)。なお、「三組」の売買禁止、②行事の割印がない上方出来の新版の売買禁止、の売買禁止、②行事の割印がない上方出来の新版の売買禁止、「倒諱諸家之噂等書顕し候新板」「好色本」「風俗之為不宜書物」戸へやってくる本屋に①「御公儀様御法度之書物并書キ本類」

ろう。 らなくして、当時の書籍業界は成り立たないといってもよい。 彼らがおこなう取引の内容は多岐にわたり、 れ、江戸へ流入するのを防ぐためになされた要請とみてよいだ 書や割印のない書籍などが書物問屋仲間の者を介さずに売買さ 本屋から本屋、あるいは本屋から読者へと書籍を流通させる彼 向いて書籍を売買するほか、貸本営業もおこなっていた(注8)。 されていたものの、この世利本屋は例外的に認められていた。 糶・世利子・世利売・売子とも呼ばれている。以下、彼らを のもと書籍の取引をおこなう者であり、 ることを禁じていたが、これは①や②であげられている禁制 世利本屋」と称す。仲間外の者による書籍の取引は原則禁止 先の要請のうち、 ③にみえる「世利衆」は、本屋仲間の者を親とし、 ③では大坂の本屋が世利本屋と直接取引す 世 直接本屋や市に出 利本屋・糶本屋 その名

〇三一〇一一三二)に収められた『書林連印帳之写』にも関連すとめられている。『三組書物問屋諸規定』は江戸書物問屋仲る記述を見出せる。『三組書物問屋諸規定』は江戸書物問屋仲の三一〇一一三二)に収められた『書林連印帳之写』にも関連す

自今京大坂二而致出来候新板物、 聞合、 之内未熟候ニ而ハ、割印之無規模も、 可慎候。 大坂之新板物は、 下り売之本屋持来候歟、又は上方引合之店~江、 下り候共、 割印不相済物は、 若紛敷新板物、 壱部ニ而も売買堅無用ニ候。右躰之夏、 割印不取致し売買候様、 売買可為無用事 詰合二下り候ハヽ、 当地吟味相済不申先江、 後世ニ至候而は、 可相成候後難 年行司江否 詰合ニ 仲間 京

一京大坂下り之商人

仲間申合、其下り商人与堅致売買間舗事。(注9)時へ二急度可被申渡候。然ル上ニも、不埒成人有之候は、得、甚不埒ニ候。自今はケ様之族無之様、其旅人宿元冶、得、甚不埒ニ候。自今はケ様之族無之様、其旅人宿元冶、間候処、近年猥ニ相成、仲間外之者被致売買候様ニ相見御公法大切ニ相守、仲間申合之作法相用、従先年被致売

ず、取引がおこなわれた場合は、当事者である上方の本屋との之者」との取引を取り沙汰し、厳しく言い渡したにもかかわらされている。二つ目の条目では、上方の本屋と江戸の「仲間外一つ目の条目では、享保十五年の要請②とほぼ同内容が周知

のと考えられる。 知した割印のない上方出来の書籍の取引を念頭に置いているも取引禁止が仲間に求められている。こちらは一つ目の条目で周

た享保十五年の要請、 は江戸の世利本屋と上方の本屋との直接取引により、 については第二節で取り上げる。 間は京都・大坂の本屋仲間へ再び同様の要請をするが、そちら している。 止されている書籍の流入を防ぐため、という点は、先に確認 ぐ目的でなされたものだと考えられるのである。 なった『絵本太閤記』などの書籍が、江戸へ流入することを防 関連作品の絶版に端を発するものであろう。つまり、この要請 本屋仲間へ、「仲間外之衆中」あるいは「外本や」と取引しな よう要請している(注音)が、これは同年の『絵本太閤記』とその 文化元年(一八〇四)に江戸書物問屋行事は、 なお、文化四年 (一八○七) 十月、 また『書林連印帳之写』の条目とも共通 江 本来取引が 戸書物問屋仲 絶版と 大坂

があった。

があった。

ない書籍など、取引が禁止されている書籍の流入する危険性視されていた。その背景には、直接取引により禁制の書や割印でおこなわれる、書物問屋仲間の者を介さない直接取引が問題以上のように、長らく江戸では世利本屋と上方の本屋との間以上のように、長らく江戸では世利本屋と上方の本屋との間

一、文化露寇と江戸貸本屋組合の成立

文化三~四年 (一八〇六~一八〇七) にかけて、ロシア帝国

する情報は、 が生まれる事態となる。この事態を重くみた幕府は、文化四年 て、瞬く間に全国 ストフ事件) が起こる。 ンタンをはじめとする日本の北方を襲撃した文化露寇 の外交使節ニコライ 江戸藩邸の留守居役や蝦夷地の商人などをとおし へと広がり、 ・レザノフが部下に命じ、 藤田覚氏によれば、この文化露寇に関 次第に幕府の対応をめぐる批判 樺太島クシュ (フヴォ コ

六月、武家に対して三通の触書を出し、文化露寇に関する情報 したという(注11)。 を公開するとともに、 したのであり、 その影響は書籍業界にも及ぶこととなる。 幕府は文化露寇に関する情報を統制しようと 江戸市中に雑説禁止令を含む町触を発出

藤悟氏は、

文化露寇がもたらした新版への影響(書名の変

ど、大きな影響を書籍業界に及ぼしたわけだが、 来の仲間行事による改に加え、名主も検閲をおこなう新体制で 更・内容の改変など)を指摘し、さらに情報統制としての検閲 ある。このように文化露寇は、 強化のため、名主改が創始されたとする(注12)。 新たな検閲体制を創始させるほ 名主改とは、 その余波は世 従

集撰要』 巻四十六)。

利本屋、

ひいては貸本屋にも及ぶこととなる

受す売捌申間敷旨之取極一 八〇四―三) に収められた「文化四卯年十月」とある「一札之事 ついては、 名前」「右十八人の者共ゟ書物問屋共え上方直荷物江 総屋忠助以下十六名の名前が記載されている。 名目集』には「貸本屋世利本渡世の者ニ而手広にい 国立国会図書館蔵 札取置申候」として、 『類集撰要』巻四十六(請求記号 この [一札] に 石渡利助・上 戸板共改を たし候者

> 上方から江戸へ流入した書籍、 れた書籍が、 から裏付けることができる(注13)。 本屋仲間が「仲ヶ間御当地外糶本屋貸本屋」と「上方直荷引受候 行事改を受けずに取引されていた一件について また仲間外の者によって出版 そこには仲間の者を介さずに

者」から一札を取った旨が記されている。

同じく『類集撰要』巻四十六所収の文化四年十月に書物

問

屋

本屋」や「上方筋積下候書物屋」に対し、 させている事態への対策が名主に求められている。 方の本屋との直接取引により入手した書籍とを売り捌き、 行事から出された「以書付申上候」では、「糶本屋貸本屋」ら 行事改を受けずに書籍を出版するとともに、そうした書籍と上 同月に名主は本屋仲間行事をとおして、 注意を促している (『類 御当地糶本屋貸 これを受 が

との書籍の直接取引を取り沙汰した背景には、 改を受けていない書籍の出版・売捌・流布、 ぐべく、書物問屋仲間は名主へ対策を求めたのである 禁止されている書籍、 なっていた文化露寇がある。第一節で確認したような、 文化四年十月に書物問屋仲間行事が「糶本屋貸本屋」による とりわけ文化露寇関連の書籍の流入を防 および上方の本屋 前年から話題と 取引が

方の本屋との れる書籍の検閲強化へと繋がったものの、 ペった。 しかし、 同様に同年十月の名主による指示も、 文化四年九月に創始された名主改は、 直接取引に対しては、 それほど効力を発揮しな 江戸の 直接取引を抑 世利本屋と上 新たに 出 版

か

巻四十六)には次のようにある。 読本改掛肝煎名主へ提出した「以書付御願申上候」(『類集撰要 することはできなかった。 文化五年二月、 書物問屋仲間が絵入

為仰付候ハ、 而は、 送不沙汰ニ致商売候、 此度いつまて草四冊、 仲ヶ間外之者ゟ上方下リ荷物引受申間敷一札取置候、 敷旨申合置候処、 坂書物屋共江も御当地仲間外之者へ、 何卒仲間外之者上方ゟ荷物引受不申様御触被成下、 編二冊、 猶又去十月中、 私共仲間定ニ而上方ゟ仲間外之者へ、 |外之者共へ 方
ら仲間外
之本屋
江直積下候品
ハ、 改方難行届奉存候、尤去秋中、 自然禁忌之品も売捌候様相成取締不宜奉存候、 屋株之規模も有之仲間 仲間外新右衛門町上総屋忠助方へ、上方ゟ荷物積 御触被成下、 京大坂行事共江も右之段申遣し、 取締も宜且は仲間内之者も商内手広ニ相 近頃猥ニ相成仲ヶ間外直積下し候ニ付 去冬一札まて差出置右体之儀有之候 七福七難図会五冊、 并上方書物屋共へも右之段被仰 同難有仕合奉存候 各様方へ申上候之通 荷物積下し不申様ニ 荷物直積下候義致間 不沙汰ニ致商売候ニ 一候以上 浦青梅二冊 并御当地 并京大 何卒仲 然処 依之 同後

いた 件をはじめとする「仲間外之者」と上方の本屋との直接 間に属してい 福七難図会』などを上方から入手し、 ない 上総屋忠助が、 引用に際して読点と傍線を補った 上方出来の 許可無く売り捌 『戯場壁

候樣御願被下度、

此段各様迄御願申上

相成 四年十月ごろ、 取引が再びおこなわれたのである。「自然禁忌之品も売捌候様 る旨の要請がなされていることを確認できる(注14)。 危険性を伴っていた。なお、傍線部Aについては、 」とあるように、 京都の本屋仲間 やはり直接取引は へ仲間外の者との 「禁忌之品 取引を禁止 」が流す また傍線部 実際に文化 入する

Bは前述した一札を指している。

かった可能性もある。そうした中で、この要請から三ヶ月後 関連する記録を見出せないことから、 五月に江戸貸本屋組合が成立している点は無視できまい 傍線部Cの要請を受け、名主がどのような対策を講じた 現存する記録類から窺い知れない。 なんら対策がなされ 京都・大坂の記録にも か

集』)。 られる。 件に関連した書籍が流入・流布するのを防ぐためだったと考え による上方の本屋との直接取引、 を及ぼした文化露寇が前年に起こっている以上、それは貸本屋 /市中 江戸貸本屋組合は、 新たな検閲体制を創始させるほど、書籍業界に大きな影 に設け、 なぜ江戸市中を分割し、 それぞれに貸本屋世話役を置いている (『名目 日本橋南組や京橋南組などの十二 世話役を置く必要があ またそうした取引によって事 った 一組を江

講談に仕立てて読んだ馬場文耕は捕らえられ、 の上で獄門に処された。 〈候儀」「当時之噂事書顕し有之候処家業に取扱候段不届之至 宝暦八年(一七五八)、 この時、「世上之異説当時之噂事流 美濃国郡上藩で起こった金森 市 中 引き 騒 回

致

の対象となり得るのであった。

の対象となり得るのであった。

本屋は「世上之異説当時之噂事」を流布する存在として、処罰本屋は「世上之異説当時之噂事」を流布する存在として、処罰な命談』に関連して貸本屋が処罰されている(注16)。時として償題延り」として、文耕作の写本を流布させた貸本屋も数名処罰され

ぐためにも、何らかの形で貸本屋を監視・統制する必要がここいない。文化露蔲関連の書籍の流入・流布に起因する問題を防籍が貸本屋をとおして流入・流布する事態を避けたかったに違が処罰される事態を引き起こす。書物問屋としてはこうした書後に文化露宼を題材とする写本『北海異談』もまた、貸本屋

に生まれたのである。

『名目集』には、貸本屋世話役だったとみてよいだろをも記載されている。つまり、彼らは各組(地域)の貸本屋の形式であるとともに、いずれも身許の確かな者として書物問屋のば、貸本営業のみならず、個々の貸本屋による書籍の取引をらば、貸本営業のみならず、個々の貸本屋による書籍の取引をも監視・統制するのが、貸本屋世話役の名前に加えて、その所在地

屋の取締りの一環ではあるものの、幕府が主導して組合を結成合だったのだと考えられる。今田氏が指摘するように仲間外本ないため、貸本屋を監視・統制すべく、成立したのが貸本屋組れている書籍、とりわけ文化露寇関連の書籍を流入・流布させこのように、上方の本屋との直接取引により、取引が禁止さ

組織した可能性を指摘しておきたい。問題を未然に防ぐべく、書物問屋仲間が率先して貸本屋組合をた。決定的な資料を欠くものの、本稿では文化露寇に起因するさせた様子は、現存する資料から読み取ることができなかっ

大坂における世利本屋の取締りと「貸本や衆中」

三升作 ろ見返しに貼付された図1の上段には、「本屋仲間」名義で貸 津国町の貸本屋、 仙果作 大坂にも貸本屋組合が存在したことを確認できる れぞれ記されている。この「浪花 名義でジャンルごとの見料を示した「貸本値段書之定」 本利用者へ向けた「御断書」が、下段には れた改装本で、幕末から明治期にかけて営業していた大坂天満 に貼付された摺物(図1)が参考になる。『吾妻みやげ』は市 大坂貸本屋組合につい 『爰佃 天網島』後編(文政十一年〈一八二八〉刊)と笠亭 『枕琴夢通路』上巻(天保六年〈一八三五〉刊)が合冊 播磨屋伊三郎の旧蔵書である(注17)。 、ては、 架蔵する 貸本屋仲間」の 「浪花 『吾妻みやげ』なる書 貸本屋仲間 」が、そ その後

坂本屋仲間記録』の『出勤帳』(注意)を中心にみていく。取締りと、その中で発足された小組に注目したい。以下、『大五年 (一八〇八) 以降、次第に強化されていった世利本屋への大坂貸本屋組合の成立事情を明らかにすべく、本稿では文化

た大坂本屋仲間行司は、文化露寇を題材とした写本『北海異(文化五年七月一日、差紙を受け取り東寺社御役所へと向かっ)

れる。 記』を所持する者がいたこともあわせて報告している(注19)。 に属すると、 蔵・伏見屋嘉兵衛・菱屋武助ら五人のうち、伏見屋だけが仲間 五人の中に先年絶版となった『絵本太閤記』および『絵本信長 談』に関わった五人の中に、 行司は住吉屋もと代判同家栄助・俵屋五兵衛・奈良屋剛 口上書を以て回答する。また、この口上書では、 仲間の者が含まれるか否かを問 わ

は仲間株がなければ取引ができないよう取り締まる旨が記され 為致候様 書を提出している。 底する旨の回答をし、 引があったことを認めつつも、今後はそうした取引の禁止を徹 との書籍の取引について問う。『北海異談』および『絵本太閤記 なわち仲間外の者が世利本屋であったことがわかる。 ている(注21)。「世利親共へ」とあることからも、「無株之者」す 奉行所は動いたのである。 『絵本信長記』の流布に仲間外の者が関わっていたことを受け 七月六日、 申聞置候最中ニ御座候」と現状を説明しつつ、今後 奉行所は再び行司を呼び、今度は本屋仲間外の者 その口上書には 本屋仲間は申し合わせの後、 行司は禁止されていた仲間外との取 「世利親共へ無株之者加入 九日に口上

文化六年(一八〇九)十月五日である。 と、すぐには発展しなかったのである。 之義」という語が度々みられるようになるが、 れほど増加していない。世利本屋を仲間へ加入させる動きへ 上書が提出された七月九日以降、『出勤帳』には 進展をみせるのは、 新規加入者はそ 仲間 取

十月五日、 「仲間取〆り之事」について「仲間内卅人余 は

> 同月八日、 された書付を受けて取締りについての惣寄合が開かれている。 し戻されることとなる。 のことゆえ差し戻されるが、行司は彼らに書付を遣わし、「卅 付を提出する。 [軒] から印判を取っている。ここで初めて、 「仲間卅軒余」は再び書付を提出する。 その内容は不明ながらも、 しかし、 同日中に本屋仲間では、 翌六日この書付は 先の「仲間 今度は 內卅 不筋

人余」あるいは「仲間卅軒余」が三十四人だとわかる

仲間へ 付は、 三十四人については、 関する惣触が認められるとともに、「取締ニ付口上書」および 仲間 中 条が参考になる。 さて、 十七日に惣寄合が開かれた後、翌十八日には仲間の取 へ仲間外の者を仲間に加入させるよう申し付ける。 の新規加入者は急速に増加していくこととなる。 本屋仲間に属する三十四人によって提出された。 統之口上書」が提出される。そして、二十日には惣仲 世利本屋の取締りを進展させるきっかけとなった書 『出勤帳』文化七年 (一八一○) 正月五日 締りに

間

旧年口 其侭有之候 間へ加入有之候処、 屋喜兵衛・豊後屋伊兵衛、 其人別、 ふ共
ら
口
上
書
さ
し
出
候
而
、 上書差出候三十四人之内、 朝田屋清兵衛・井筒屋伝兵衛・本屋徳兵衛 事 いまた加入不致候衆も有之候へ共 右之衆中

お申出候

ハ、 於御役中御取締二付、 代として五人罷 追る仲 旧年銘 出 丸

仲間外ニ新板物等相廻り申

0

事新加入八十六匁ニて相加へ申候ハ、何迄と申義ニ候哉之

颅 申 届相談も無之間、 取調仲間取締等にて大繁多ニ而、中へ諸事心外ニ延引い 居不申、 より返答、此義役中にて及聞居候事ニ付、等閑ニいたし 段如何之成行ニ御座候哉之旨、 右之趣ニて加入之もの共仲間 間、 彼是申候よしにて、三十四人之もの共迷惑ニ付、 其旨相心得可申様申聞、 調中ニ候へ共、何分旧年ゟして会所ふしん加入 追く相しらべ此方より沙汰ニおよひ可 今日之処帰し申候也 会所へ申出候、 へ入候 迚、 切も無之義ニ 仍之行司

う。文化六年十月五日の書付だけでなく、同年同月十八日の二 年」に出されたという口上書は、前述した文化六年十月十八日 年十月五日に書付を提出した三十四人であろう。また、「旧 の「取締ニ付口上書」および「仲間一統之口上書」を指していよ つの口上書も、 取締ニ付口上書」と、 旧 ては後述する。 .年口上書差出候三十四人」 は、その人数からみて文化六 五日の書付と同 本屋仲間に属する三十四人が提出していたので 様 ともに出された「仲間 仲 間の取締りに関するものと思しい 統之口上書」に

彼ら三十四人について山口佳代子氏は、名前の判明する

えば、 ない「口 二十五人の多くが板株を有さない、 三十四人だった。 二つの口上書を提出したのは、本屋仲間に属する「貸本や衆中 文化六年十月二十日に惣仲間中へ申し付けるよりも先に、「貸 書が提出された文化六年十月十八日の条にみえる。 致候事」という記述を取り上げたい。この記述は、二つの口 だったことを指摘している(注音)。本稿では、山口氏が触 本や衆中」へ仲間 「取締ニ付口上書」を提出したのが彼らだったからであろう。 以上のように、文化六年十月五日の書付と同年同月十八日 口上書を提出したのは「貸本や衆中」ということになる。 上書被差出候貸本や衆中江、 前述の山口氏による指摘も、 への加入に関する通達がなされていたのは 出版以外に重きを置く本屋 外本や加入被致候様通達 彼らが貸本屋で 記述に従 れ 7 0

は、 だと考えられる。 三十四人は自主的に取締りを強化する目的で書付を提出したの 三郷払となった(注33)。貸本屋が処罰されたことを受けて、 供した講釈師秀弘が遠島、 談』に関わった者たちに重い刑罰が下された㈜沼)。 係ではないと考えられる。 のは、『北海異談』の一件に関する判決が下されたことと無関 なお、文化六年十月五日に彼ら三十四人が書付を提出 『北海異談』の作者南豊が獄門に処されたほか、 同書を取り扱った貸本屋四名が大坂 文化六年九月二十二日、 具体的に 北 情報を提 海異 した

あったことを示す証左といえよう。

四、小組と大坂貸本屋組合

ある。 いる。 任されていること、(2)仲間外の者へも「新板物」 屋徳兵衛・丸屋喜兵衛・豊後屋伊兵衛の五名が会所を訪れたと による対応の遅れを認めつつ、後日追って知らせる旨を述べて た。これらについて、行司は会所の普請や「加入取調仲間取締 口上書提出後、 か(注4)、以上の四点を問うために彼らは会所を訪れたのであっ した三十四人の代表として、 (4) 八十六匁という加入料で仲間へ加入できるのはいつまで 第三節で引用した文化七年正月五日の条には、 『出勤帳』 (3)|旧年申出し置候義」に関して音沙汰がないこと、 仲間加入者は増えたが、未だに仲間外の者が放 の記述には解釈し難い部分があるものの、 朝田屋清兵衛・井筒屋伝兵衛 口上書を提出 |が渡ってい …本 1

出された「仲間一統之口上書」だったのではなかろうか。のかわからず解釈し難いが、これこそが文化六年十月十八日に正月五日の条だけでは「旧年申出し置候義」が何を指しているはいずれも仲間の取締りに関するものである。残りの(3)ははいずれを仲間の取締りに関するものである。残りの(3)は

代わって訪れた丸屋喜兵衛・阿波屋清次・播磨屋徳三郎に対五日に行司は朝田屋清兵衛を呼び寄せる。体調不良の朝田屋に相談がなされ、二十七日には寄合が開かれる。その後、翌二月文化七年正月五日以降、三十四人の一件に関して二十五日に

「小組」の発足についてであった。

「小組」の発足についてであった。

「小組」の発足についてである。である。いま一つはた加入料の総額について話し合われている。一つは正月五日の(4)だ次の二点について話し合われている。一つは正月五日の(4)だ次の二点についてである。この寄合では、三十四人が望んだかの二点について話し合われている。一つは正月五日の(4)に関連する内容で、新たに加入した者たちの人数と彼らが収めに関連する内容で、新たに加入した者たちの人数と彼らが収めに関連する。

ため、 とを望んでいたのは確かである。 であったかはわからない。しかし、「貸本や衆中」三十四人が、 書」は、少なくとも小組の発足に関する内容と解釈して、 かねてより小組の発足と自分たちの中から小組行司を立てるこ 立てることとなった。これが前述の当番にあたる。「旧冬願出 置候趣意」のとおり、 問題なかろう。 候願書」それ自体が文化六年十月十八日の「仲間一統之口上書 ることが定められる。十三日の寄合では、「旧冬願 十一日の寄合では、まず行司がおこなう諸事を周知させる 小組に当番を設け、 先の三十四人の中から二人の小組行司 これを本屋仲間年行 したがって「仲間 司 出 0 一統之口上 |候願書含 加役とす まず

について惣触が出される。 屋新兵衛・ 決定事項を朝田屋清兵衛 文化七年三月七日に開かれた寄合で、 播磨屋徳三郎 また同日、 加賀屋専蔵らは承諾 丸屋喜兵衛・ 大坂本屋仲間を構成する 播磨屋 十一日および十三日 十郎兵衛 組 心の発足 · 山

いる。また、後に中組が中北組と中南組に分かれ「六組」となれに二人の当番を正月・五月・九月の交代制で置くことが決定する。かくして、「貸本や衆中」三十四人の望みどおり、彼らを中心とする小組は発足した。なお、東組をはじめとする五を中心とする小組は発足した。なお、東組をはじめとする五を中心とする小組は発足した。なお、東組をはじめとする五種は、文化七年三月二十日の条では「方角組分」とも称されている。また、後に中組が中北組と中南組に分かれ「六組」となれている。また、後に中組が中北組と中南組に分かれ「六組」となれに二人は「小組定メ之事」博組・審組・篤組・明組の代表たち十二人は「小組定メ之事」

が加わっていることなどからも、 といった位置づけだったのであろう。それは世利本屋の取締り とって小組は、貸本屋を含む世利本屋を監視・統制する組織 惣触が出されたが、ここでもまた六組へも触書が認められてい 付が認められている。また、七月八日に京都の文昌堂なる者に たこと、また文化七年十二月五日以降、 組)へもなされている点は興味深い。少なくとも本屋仲間に る。こうした売止に関する通達が、本屋仲間とは別に小組 よって同書が大坂にもたらされた際、売止とすべく仲間一続へ 売止となるが、この時仲間のほかにも六組へも売止に関する書 日の書付が、彼らによる自主的な取締りを目的として提出され 文化七年六月二十九日には、 ひいては小組の発足のきっかけとなった文化六年十月五 関連する寄合や相談に小組と思しい「組合 「甲州板早引小本」が重版により そうした本屋仲間の認識を窺 再び世利本屋が取り締

化九年二月二十七日に一度廃止された可能性がある。いずれにとして、小組行司の廃止が決定される。本屋仲間は小組の発足として、小組行司の廃止が決定される。本屋仲間は小組の発足として、小組行司の廃止が決定される。本屋仲間は小組の発足として、小組行司の廃止が決定される。本屋仲間は小組の発足としていることから、小組行司のみならず、小組そのものも文としていることから、小組行司のみならず、小組そのものも文としていることから、小組行司のみならず、小組そのものも文としていることから、小組行司のみならず、小組そのも文としていることから、小組行司のみならず、小組その後、文化九年(一八一二)二月二十七日、これまで「兎角その後、文化九年(一八一二)二月二十七日、これまで「兎角

せよ、文政六年九月十一日の記録以後、

小組の名は

の者による貸本営業が、小組の発足後に問題とされている点はれ取り沙汰されている(注28)。従来問題にはならなかった仲間外と書籍の取引をおこなった堂嶋新船町の池田屋善太郎がそれぞと書籍の取引をおこなった堂嶋新船町の池田屋善太郎がそれぞと書籍の取引をおこなった天満伊勢町の阿波屋辰がら貸本営業と書籍の取引をおこなった天満伊勢町の阿波屋辰がら貸本営業と書籍の取引をおこなった天満伊勢町の阿波屋辰がら貸本営業と書籍の取引をおこれでありませた。

い知れる。

「に値する。 間や小組に属さない者たちによる貸本営業を取り締まる 朝田屋清兵衛らが小組を発足した理 由 。 一 0

は 実を踏まえるならば、 が「兎角不勤」である上、さしたる成果をもたらさなかった事 とは前述した。 べく、貸本屋を含む世利本屋の取締りを強化するためだったこ 小組の発足が、 ためだったのではなかろうか。「貸本や衆中」三十四人による 目 しかしながら、 『北海異談』の一件のような事態を未然に防ぐ そうした目的はあくまで小組の発足を本 世利本屋の取締りにおいて小組

ことが、彼ら三十四人が小組を発足した、本当の目的だったの が許されよう。 屋仲間に認めてもらうための表向きの理由だったと考えること 実際は仲間や小組に属する貸本屋の利権を守る

であろう。そうだとすれば、

世利本屋の取締りにおいて、

小組

るかのような印 は本屋仲間とは別の組織でありながらも、 性は高いといえよう。 後の貸本屋組合の前身、 貸本屋の利権の保護を目的としていたと考えられる以上、 が本屋仲間の期待を裏切ることとなったのも納得できる。 本屋仲間 文化七年三月に発足された小組は、文化九年二月二十七日以 すでに述べたように、「貸本や衆中」三十四人の発案により、 記録上は姿を消してしまう。しかし、仲間や小組に属する の内部組織のような形で残り続け、 象を受ける。 図1の摺物をみる限り、 あるいは母体となる存在であった蓋然 想像の域を出 仲間に内包されてい ないもの やがて大坂貸本屋 大坂貸本屋組合 Ó 小 その 組は

言ではない

組合へと発展したのだと考えられる。

た。

お

たものと考えられる。 本や衆中」三十四人を中心に発足した小組から発展して成立し 寇に関する書籍が流入・流布する事態を未然に防ぐため、 背景をみてきた。 屋を監視・統制すべく成立し、一方で大坂貸本屋組合は、「貸 直接取引により、 以上、 江戸・大坂において貸本屋組合が成立した経緯とその 取引が禁止されている書籍、 江戸貸本屋組合は、 貸本屋と上方の本屋との とりわけ文化露 貸本

く(注27)。 貸本屋組合に属する貸本屋 あった丁子屋平兵衛は、 書籍の出版・ 版へと本格的に乗り出した者がいる。 いう業態は、 江戸貸本屋組合の世話役には、 丁子屋や後の大島屋伝右衛門に代表される貸本問屋 貸本屋組合の中で生まれ、 流通に特化し、 自身の組に属する貸本屋、 への販路を武器として、 やがては貸本問屋へとなって 読本をはじめとする書籍 中でも本町組の世話役 育まれたといっても過 そして江 貸本向 0 出

態の 書籍の取引の正常化に繋がっただけでなく、 流入・流布に起因する問題の防止、また江戸・上方間に 少なくとも江戸貸本屋組合の成立は、 誕生にも、 大きな影響を及ぼしていくこととなるのであ 文化露寇関連 貸本問屋という業 0) における 書籍 0

- 2 二二四頁)。 行編『馬琴書翰集成』第四巻、八木書店、二〇〇三年所収 天保七年十月二十六日殿村篠斎宛書簡 (柴田光彦・神田正
- 3 村田幸吉「会員談叢 (四)」(『集古会誌』 壬子巻三、集古会、 九一三年九月所収)。
- 吉川弘文館、一九七四年所収、一六〇頁)および、 戸の本屋さん』(日本放送出版協会、一九七七年、一六○頁)。 今田洋三「江戸の出版資本」(『江戸町人の研究』第三巻、 同著『江
- 版史―文芸社会学的結論』(ゆまに書房、一九八九年、三七八 弥吉光長著『未刊史料による日本出版文化第四巻 江戸出
- 長友千代治著『近世貸本屋の研究』(東京堂出版、一九八二 四三頁)。
- 7 一九八二年、二二九~二三〇頁)。 『裁配帳』二番(『大坂本屋仲間記録』第九巻、 清文堂出版
- 8 近世書肆のしごと』(平凡社、二〇一八年)に詳しい。 郎書店、一九六八年)、および橋口侯之介著『江戸の古本屋 世利本屋については蒔田稲城著『京阪書籍商史』(高尾彦四
- 学図書館紀要』第十八巻、早稲田大学図書館、一九七七年三月 による 引用は金子宏二「翻刻『三組書物問屋諸規定』」(『早稲田大

- 10 年、二五八頁)、文化元年 (一八〇四) 五月十八日の記事に「江 二十番(『大坂本屋仲間記録』第二巻、清文堂書店、一九七六 彼地仲間外之衆中江商致申間敷旨参候一件」、また『出勤帳 第五巻、ゆまに書房、一九七七年、三八六頁)に「江戸表 子五月迄標目」(宗政五十緒·朝倉治彦編『京都書林仲間記録 『京都書林行事上組済帳標目』「享和四年子正月ゟ文化元年
- 11 二〇〇五年所収。初出は二〇〇〇年)。 として―」(『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会 藤田覚「近世後期の情報と政治―文化年間日露紛争を素材

へ及通達候、触書相認候こと」とある。

12 について―」(『読本研究新集』第三集、読本研究の会、二〇 佐藤悟「名主改の創始―ロシア船侵攻の文学に与えた影響

一年十月)。

- 13 **攷―』** ぺりかん社、一九九五年所収。初出は一九八八年)に の出板をめぐって―」(『江戸読本の研究―十九世紀小説様式 「一札之事」については髙木元「江戸読本の板元―貸本屋
- 14 ゆまに書房、 正月迄」(宗政五十緒・朝倉治彦編『京都書林仲間記録』第五巻 売致間敷旨一統相触候一件」とある。 『京都書林行事上組済帳標目』「文化四年卯九月ゟ同五年辰 一九七七年、四〇二頁)に「江戸仲ヶ間外江直

- 一八九二年、三五頁)。 15 「幕府時代屆申渡抄録」(中根淑校『百万塔』第九巻、金港堂、
- 四版)。 16 宮武外骨著『筆禍史』(朝香屋書店、一九二六年改訂増補第
- 二年三月所収) で詳述した。 屋の諸相」(博士論文「貸本問屋の研究」、中央大学、二〇二7 『吾妻みやげ』および播磨屋については、松永瑠成「貸本
- 巻、清文堂出版、一九八一年、二〇一頁)に記載。19 口上書の内容は『差定帳』三番(『大坂本屋仲間記録』第八18 『大坂本屋仲間記録』第二巻(清文堂出版、一九七六年)所収。
- 巻、清文堂出版、一九八一年、二〇二頁)に記載。 20 口上書の内容は『差定帳』三番(『大坂本屋仲間記録』第八
- 九九五年十一月)。 仲間の視点から―」(『歴史評論』第五四七号、校倉書房、一川の視点から―」(『歴史評論』第五四七号、校倉書房、一川の視点から―」(『世大坂における出版業界の展開―大坂本屋

21

- 一九八一年、二○三頁)。
 一九八一年、二○三頁)。
- 寛政二年(一七九〇)正月二十日の条から「従来の加入料は、24 注21前掲論文において、山口佳代子氏は『出勤帳』九番、洋学史研究会、一九九八年四月)を参照。 第十五号、洋学史研究会、一九九八年四月)を参照。

たとえば寛政年間では金二〇〇疋に銀五枚と定められ」てい

- 捉える向きがあったことを指摘している。か納めていない新規加入者に対して、「切も無之」「迷惑」とたとし、朝田屋ら三十四人が自分たちよりも低額の加入料し
- 朝大学国文科、二〇〇〇年六月)でも言及されている。組行司のことなど」(『筑紫国文』第二十三号、筑紫女学園短』「方角組分」および中組の分裂については、安永美恵「七
- 26 『差定帳』四番(『大坂本屋仲間記録』第八巻、清文堂書店、期大学国文科、二〇〇〇年六月)でも言及されている。
- 27 松永瑠成「丁子屋平兵衛の躍進―貸本屋世話役から貸本問一九八一年、二一五~二一六頁)。
- 年三月所収) による。

屋へ―」(博士論文「貸本問屋の研究」、

中央大学、二〇二二

人間文化研究機構人間文化研究創発センター・国文学研究資料館/まつなが りゅうせい/



貼付された摺物